

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内における男性職員の平均育児休業取得率を
60%以上に向上させる。

【対策・取組内容】（令和7年6月1日～）

- ・定期的なアナウンスやリーフレット等の配布を行い、周知を図る。
- ・対象者のみならず職場全員への周知徹底を図り、さらに制度を利用しやすい職場風土を作る。
- ・職員が育児休業を取得する場合、人事配置等に配慮し、必要に応じて代替要員の確保等を検討する。
- ・上記を計画期間中に継続して行う。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの所定外労働時間の
合計時間数を10%削減する。

【対策・取組内容】（令和7年6月1日～）

- ・チーム内の業務状況の情報共有・上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底
- ・上記を計画期間中に継続して行う。